

## 第Ⅱ部 紛争処理の状況

委員会は、次の3つの機能を有している。

- ① 電気通信事業者間、電気通信事業者とコンテンツ配信事業者等との間、ケーブルテレビ事業者等と地上基幹放送（地上テレビジョン放送）事業者との間等の紛争に対し、「あっせん」や「仲裁」を実施すること（電気通信事業法第154条から第157条の2まで、電波法第27条の35及び放送法第142条）
- ② 総務大臣が、接続協定等の細目の裁定、業務改善命令等を行う際、総務大臣から諮問を受け、審議・答申を行うこと（電気通信事業法第160条、放送法第144条）
- ③ あっせん・仲裁や諮問に対する審議・答申に関し、競争ルールの改善等について意見があれば、総務大臣に対し勧告を行うこと（電気通信事業法第162条）

また、事務局に事業者等相談窓口を設けて、事業者間の紛争に関する相談や問合せに対応している。

なお、委員会の機能等については資料編の【資料1】、委員会設置以降の紛争処理の概況については資料編の【資料2】のとおりである。

### 1 紛争処理件数

平成29年度においては、あっせん・仲裁の申請はなく、処理が継続又は終了した案件はなかった。

また、総務大臣からの諮問は行われず、本年度中に答申を行った案件はなかった。総務大臣への勧告についても行わなかった。

### 2 事業者等相談窓口における相談

平成29年度においては、事業者等相談窓口において、17件の相談及び問合せを受けた（平成28年度は22件）。相談内容ごとの受付件数及び相談対応結果は、次のとおりである。

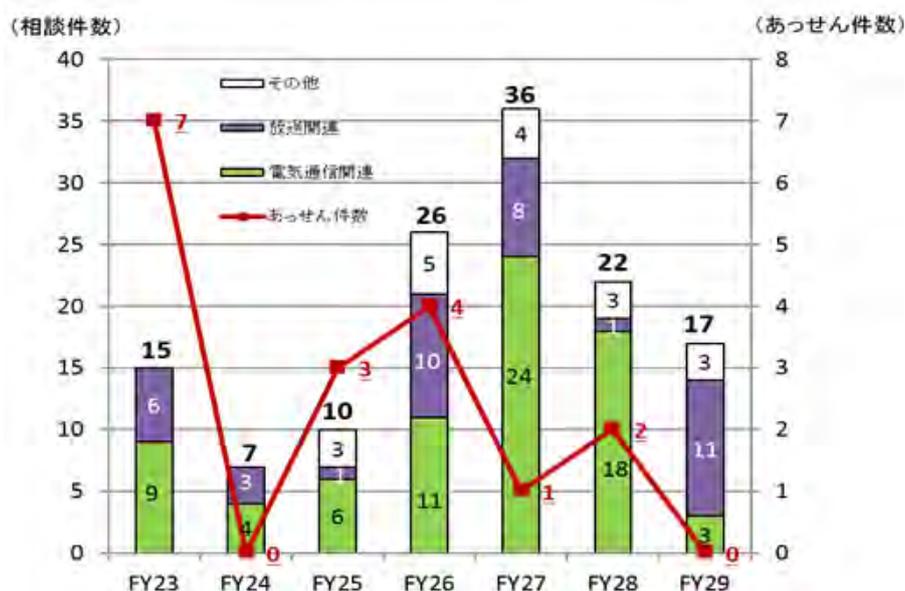
平成29年度は、地上基幹放送の再放送に関する相談が多く寄せられた。

相談内容	受付件数
① 卸電気通信役務の提供	0件
② 接続の諾否	0件

③ 土地等の利用	0件
④ その他電気通信に係る契約	3件
⑤ 地上基幹放送の再放送に関する同意	11件
⑥ その他	3件
計	17件

※ 同一案件に係る複数回の相談を含む。

(参考) 相談件数 (平成 23 年度～29 年度)



相談対応結果	件数
① あつせん等の申請があった	0件
② 事業者間の協議等が進捗し解決した	0件
③ 事業者間協議を継続することとなった	12件
④ 事業者の判断により、協議の継続等を行わないこととした	0件
⑤ 手続に関する説明を行った	0件
⑥ その他	5件
計	17件

※ 同一案件に係る複数回の相談を含む。